

地域密着型通所介護事業及び第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）
事業所の運営規程

あすなろデイサービス運営規程

（事業の目的）

第1条 有限会社あすなろが開設する「あすなろデイサービス」（以下事業所という）が行う地域密着型通所介護及び第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の機能訓練指導員・看護師・介護福祉士等（以下、地域密着型通所介護職員及び第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）職員という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型通所介護及び第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の地域密着型通所介護職員及び第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）職員等は、要支援者及び要介護者の心身の特性をふまえて機能訓練、レクリエーション等の援助を行い、個々がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように働きかける。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- | | | |
|---|-------|----------------|
| 1 | 名称 | あすなろデイサービス |
| 2 | 所在地 | 横浜市戸塚区柏尾町963-1 |
| 3 | 事業所番号 | 1471001196 |

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。また、従業員の職務権限、業務分担および協力体制については「職務権限規程」に定める。

～2階1単位目～

- 1 管理者1名（常勤兼務）
管理者は、従業者の管理・利用申し込みに係わる調整・業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に実施する。
- 2 サービス提供者（常勤職員及び非常勤職員）
 - : 看護職員1名（常勤兼務）
看護師は利用者の方が安全にその利用が出来る様、健康上の管理を行うと共に、在宅生活においての、疾病や介護上の悩み、相談についても随時受ける事とする。
 - : 生活相談員1名（常勤兼務）
相談員は、デイサービス利用における相談はもとより在宅生活がより良く過ごせるよう、利用者本人及び家族の相談を随時受けることとする。
 - : 機能訓練指導員1名（常勤兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練。及び機能の維持向上を目指した訓練を実施する事とする。
 - : 介護職員 総人数3名以上
介護員は利用者の方が安全にまた安楽にその利用が出来るよう適切な介助、介護を行う事とする。

～1階2単位目（第一号通所事業のみ）～

- 1 管理者1名（常勤兼務）
管理者は、従業者の管理・利用申し込みに係わる調整・業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に実施する。
- 2 サービス提供者（常勤職員及び非常勤職員）
 - : 看護職員1名（常勤兼務）
看護師は利用者の方が安全にその利用が出来る様、健康上の管理を行うと共に、在宅生活においての、疾病や介護上の悩み、相談についても随時受ける事とする。
 - : 生活相談員1名（常勤兼務）
相談員は、デイサービス利用における相談はもとより在宅生活がより良く過ごせるよう、利用者本人及び家族の相談を随時受けることとする。
 - : 機能訓練指導員1名（常勤兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練。及び機能の維持向上を目指した訓練を実施する事とする。
 - : 介護職員 総人数1名以上
介護員は利用者の方が安全にまた安楽にその利用が出来るよう適切な介助、介護を行う事とする。

(営業日及び営業時間、定員)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1 営業日 : 月曜から金曜までとし、祝日も営業する。
ただし、12/29～1/4を除く。

営業時間 : 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

サービス提供時間 : 1 単位目 9 : 3 0 ~ 1 4 : 3 5 定員 18 名
2 単位目 (第一号通所事業のみ)
1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0 定員 15 名

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は次の通りとする。

戸塚区、港南区、泉区 (中田南)、保土ヶ谷区 (境木本町、権太坂)

栄区 (長沼町、飯島町、本郷台3丁目、本郷台4丁目、本郷台5丁目)

(地域密着型通所介護及び第一号通所事業 (横浜市通所介護相当サービス) の内容)

第7条 地域密着型通所介護及び第一号通所事業 (横浜市通所介護相当サービス) の内容は、
次の通りとする。

～2階フロア～

- ① 健康状態のチェック
- ② 機能訓練
(ストレッチ、筋力訓練、マシントレーニング、レッグホット等血行動態の改善)
- ③ 運動後のクールダウン
- ④ 昼食
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 集団体操
- ⑦ 相談援助
- ⑧ 日常生活上の世話および援助
- ⑨ 送迎

～1階フロア～

- ① 健康状態のチェック
- ② 機能訓練
(ストレッチ、筋力訓練、マシントレーニング、レッグホット等血行動態の改善)
- ③ 運動後のクールダウン
- ④ 集団体操
- ⑤ 相談援助
- ⑥ 日常生活上の世話および援助

⑦ 送迎

2 地域密着型通所介護等の提供方法は、次の通りとする。

- 一 事業所は、地域密着型通所介護等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- 二 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画等をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
- 三 前号の地域密着型通所介護計画等において、既に居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画（以下、「居宅サービス計画等」という）が作成されている場合には、当該計画に沿った地域密着型通所介護計画等を作成する。
- 四 管理者は地域密着型通所介護計画等を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- 五 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- 七 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者又は地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- 八 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の地域密着型通所介護等の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- 九 居宅サービス計画等の作成後においても、当該地域密着型通所介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該地域密着型通所介護計画等の変更を行う。

(利用料等)

第8条 地域密着型通所介護及び第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣、又は横浜市長が定める基準によるものとし、当該地域密着型通所介護及び当該第一号通所事業（横浜市通所介護相当サー

ビス) が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割、2 割または 3 割の額とする。詳細は料金表の通りとする。

- 2 その他の費用として、おやつ代は 150 円、昼食については希望された場合のみ一食につき 568 円を徴収する。また、施設側の紙パンツ、紙パッドを使用した場合は紙パンツ一枚につき 100 円、紙パッド一枚につき 50 円を徴収する。その他、下着等新しい物にお着替えを必要とされた時や、利用者様のご希望により、提供した物については、実費相当額を申し受けます。
- 3 第 5 条の通常事業のサービス提供地域を越えて行う通所介護及び介護予防通所介護に要した交通費は通常事業のサービス提供地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費を徴収する。
なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。
通常事業のサービス提供地域を越えた所から、片道分を 1 キロメートルあたり 50 円。
- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(キャンセル代)

- 第 9 条 前日 17 時までに連絡がなかった場合、キャンセル代として 800 円を徴収する。(お弁当を注文している場合はお弁当代含む 1,368 円) ただし、利用者の急な体調不良や入院を要する事態が発生した場合はこの限りではない。
横浜市通所介護相当サービスは月額報酬となるため、キャンセル代は発生しないが、お弁当を注文している場合はお弁当代 568 円を徴収する。

(緊急時における対応方法)

- 第 10 条 地域密着型通所介護職員及び第一号通所事業(横浜市通所介護相当サービス)職員等は、通所介護及び第一号通所事業を実施中に利用者の病状に急変、事故の発生、非常災害等、その他緊急事態が生じた時には、速やかに利用者の方の安全の為、適切な措置をとると共に、家族、主治医、担当ケアマネージャーへの連絡等行うものとする。

(虐待防止について)

- 第 11 条 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じる。

- ①事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行う。

②当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

④事業所は次の通り虐待防止責任者を定める。役職：管理者 氏名：深川智行

（苦情、相談体制）

第12条 地域密着型通所介護事業所及び第一号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）事業所は苦情相談窓口及び責任者を明らかにすると共に、苦情の申し立て、又は相談があった場合には迅速かつ誠実に対応する事とする。

あすなろデイサービス お客様相談コーナー	電話番号045-390-0070 FAX045-390-0137 相談員（代表者） 松尾 朋子 対応時間 午前9：00～午後5：00
戸塚区 高齢・障害支援課	電話 045-866-8452 FAX 045-881-1755 受付時間 午前9：00～午後5：00
港南区 高齢・障害支援課	電話 045-847-8495 FAX 045-845-9809 受付時間 午前9：00～午後5：00
保土ヶ谷区 高齢・障害支援課	電話 045-334-6394 FAX 045-334-6393 受付時間 午前9：00～午後5：00
泉区 高齢・障害支援課	電話 045-800-2436 FAX 045-800-2513 受付時間 午前9：00～午後5：00

栄区 高齢・障害支援課	電話 045-894-8539 FAX 045-893-3083 受付時間 午前9:00～午後5:00
横浜市健康福祉局 介護事業指導課	所在地 横浜市中区港町6-50-10 電話 045-671-2356 FAX 045-550-3615 受付時間 午前9:00～午後5:00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 横浜市西区楠町27番地1 電話 045-329-3447 受付時間 月～金 午前9:00～午後5:00

（非常災害対策）

第13条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回避難・救出等訓練を行う。

（事故等・緊急時の対応）

第14条 1 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。（事前に緊急連絡カードを作成させて頂き、その連絡先へ至急ご連絡いたします。）

2 事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施に際して利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

（身体拘束・虐待の防止）

第15条

1 利用者又は、他の利用者等の生命または、身体を保護するために緊急やむを得ない場合において、身体拘束を実施せざるを得ない場合について、三原則（切迫性、非代替性、一時性）の全てを満たすことを確認した上で行う場合があります。

- 2 やむを得ず身体拘束を実施する場合、利用者又は家族に対し、やむを得ない事情で事前に説明する事が困難な場合を除き、必ず事前に説明を行い、文書により同意を得て行います。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- 4 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

（従業者及び退職後の秘密保持）

- 第16条 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
 - 3 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者に対するサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第17条 事業計画、及び財務内容については、利用者および家族の求めに応じていつでも閲覧出来る事とする。

第18条 サービス提供に当たっての留意事項

受け入れられない事。(例) バイタルが著しく悪い場合。泥酔された方。暴力行為又は暴言をはかれた方。セクシャルハラスメント行為をされた方等については受け入れられない事とする。また、勧誘行為、物品授受、その他、施設側が不適切な行為と判断した場合は、施設の利用を中止させていただく場合がある。

（研修について）

- 第19条 事業所はあすなる職員の質的向上を図る為の研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年4～6回

第20条 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、有限会社あすなろと事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成16年6月1日から施行する事とする。
この規程は、平成17年3月1日から施行する事とする。
この規程は、平成17年7月1日から施行する事とする。
この規程は、平成17年11月1日から施行する事とする。
この規程は、平成23年2月1日から施行する事とする。
この規程は、平成23年9月1日から施行する事とする。
この規程は、平成23年10月1日から施行する事とする。
この規程は、平成23年11月1日から施行する事とする。
この規程は、平成24年4月1日から施行する事とする。
この規程は、平成25年4月1日から施行する事とする。
この規程は、平成26年4月1日から施行する事とする。
この規程は、平成27年4月1日から施行する事とする。
この規程は、平成27年11月13日から施行する事とする。
この規程は、平成28年3月31日から施行する事とする。
この規程は、平成30年7月1日から施行する事とする。
この規程は、令和元年10月1日から施行する事とする。
この規程は、令和2年1月16日から施行する事とする。
この規程は、令和3年4月1日から施行する事とする。
この規程は、令和4年1月1日から施行する事とする。
この規程は、令和4年4月18日から施行する事とする。
この規程は、令和4年10月1日から施行する事とする。
この規程は、令和5年6月13日から施行する事とする。
この規程は、令和5年8月25日から施行する事とする。
この規程は、令和6年5月1日から施行する事とする。

料金表 (令和6年6月1日施行)

地域密着型通所介護

サービスコード	サービス内容略称	介護度	単位数	算定単位
781341	地域通所介護 31	要介護 1	657	1回につき
781342	地域通所介護 32	要介護 2	776	
781343	地域通所介護 33	要介護 3	896	
781344	地域通所介護 34	要介護 4	1,013	
781345	地域通所介護 35	要介護 5	1,134	
785051	個別機能訓練加算 I 2	1~5	76	1日につき
786361	科学的介護推進体制加算	1~5	40	1月につき
784003	生活機能向上連携加算	1~5	100	1月につき
786102	サービス提供体制加算Ⅲ	1~5	6	1回につき
786107	処遇改善加算Ⅱ	1~5	所定単位数の9.0%	1月につき

通所型独自サービス

サービスコード	サービス内容略称	介護度	単位数	算定単位
A61111	通所型独自サービス 11	要支援 1	1,798	1月につき
A61112	通所型独自サービス 11 日割	(週 1 回)	59	1日につき
A61221	通所型独自サービス/212	要支援 2	1,798	1月につき
A61222	通所型独自サービス/212 日割	(週 1 回)	59	1日につき
A61121	通所型独自サービス 12	要支援 2	3,621	1月につき
A61122	通所型独自サービス 12 日割	(週 2 回)	119	1日につき
A66311	科学的介護推進体制加算	要支援 1・2	40	1月につき
A66321	科学的介護推進体制加算/2	要支援 2 (週 1 回)	40	
A66103	サービス提供体制加算Ⅲ1	要支援 1 (週 1 回)	24	1月につき
A66124	サービス提供体制加算Ⅲ/22	要支援 2 (週 1 回)	24	
A66104	サービス提供体制加算Ⅲ2	要支援 2 (週 2 回)	48	
A66110	処遇改善加算Ⅱ	要支援 1・2	所定単位数 の9.0%	

(1) 地域密着型通所介護の介護報酬に係る費用

※地域単価：2級地 10.72円

地域密着型通所介護費 (1回につき)		5時間～6時間未満			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
基本額	要介護1	657	705	1,409	2,113
	要介護2	776	832	1,664	2,496
	要介護3	896	961	1,921	2,882
	要介護4	1,013	1,086	2,172	3,258
	要介護5	1,134	1,216	2,432	3,647
加算額	地域通所介護 処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×9.0% ※1単位未満の端数四捨五入			
	地域通所介護 個別機能訓練加算Ⅰ2	76	82	163	245
	地域通所介護 サービス提供体制加算Ⅲ	6	7	13	20
	科学的介護推進体制加算	40	43	86	129
	生活機能向上連携加算Ⅱ 2	100	108	215	322

(2) 通所型独自サービスの介護報酬に係る費用

※地域単価：2級地 10.72円

介護予防通所介護費 (1月につき)		3時間～5時間未満、5時間～6時間未満			
		単位数	1割負担	2割負担	3割負担
基本額	要支援1	1,798	1,928	3,855	5,783
	要支援2	3,621	3,882	7,764	11,646
	※要支援2 利用回数が週1回の場合	1,798	1,928	3,855	5,783
加算額	処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数(基本サービス費+各種加算減算)×9.0% ※1単位未満の端数四捨五入			
	サービス提供体制加算Ⅲ	週1回利用：24 週2回利用：48	26 52	52 103	78 155
	科学的介護推進体制加算	40	43	86	129
	生活機能向上連携加算	200	215	429	644

--	--	--	--	--	--

運営基準に定められたその他の費用（実費）

項目	金額	説明
お弁当代	568 円	注文者のみ
おやつ代	150 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーヒー又は紅茶（砂糖・ミルク含む）代：40 円 （※1 杯 20 円で一日 2 回提供） ・ 運動時、足湯時、帰宅前のお茶代：20 円 ・ 和菓子又は洋菓子代：50 円 ・ おせんべい代：40 円
デイサービス セット代 （連絡帳） （名札）	初回のみ 300 円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡帳（紛失、破損、2 冊目以降は 100 円負担） ・ 名札
紙パンツ代	100 円	それぞれ 1 枚当たりの料金
紙パッド代	50 円	
交通費	通常事業のサービス提供地域を超えた所から、片道分 1 キロメートルあたり 50 円を徴収する。	

その他、下着等新しい物にお着替えを必要とされた時や、利用者様のご希望により、提供した物については、実費相当額を申し受けます。

あすなろデイサービスプログラム

【定員】 2階フロア1日定員18人 1階フロア1日定員15人

【静養ベッド1台】

【送迎車】1単位：普通乗用車3台、軽自動車1台で 計4台で18名様送迎する。

2単位：普通乗用車2台、軽自動車1台、もしくは普通乗用車3台で 計3台で15名様送迎する。

【一日の流れ】

2階フロア（1単位）

8:30～9:29 送迎

9:30～12:00 サービス提供開始

バイタルチェック（体温、血圧測定、脈拍）、ティータイム

準備体操（はまちゃん体操）

機能訓練（マシントレーニング、ストレッチ、筋力訓練、ADL訓練）

レッグホット、フットマッサージの血行改善

12:00～13:30 昼食 TV・DVD鑑賞

13:30～14:15 レクリエーションと整理体操

14:15～14:35 ティータイム、帰宅準備

14:36～ 送迎

1階フロア（2単位）

12:00～12:59 送迎

13:00～13:20 サービス提供開始

バイタルチェック（体温、血圧測定、脈拍）、ティータイム

13:20～13:30 準備体操

13:30～15:15 機能訓練（マシントレーニング、ストレッチ、筋力訓練、ADL訓練）

レッグホット、フットマッサージの血行改善

整理体操

15:15～15:30 ティータイム、帰宅準備

15:31～ 送迎